

下記の委託業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年5月24日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴志

1 業務内容

(1) 業務の名称

令和6年度輸出の裾野拡大支援事業業務委託

(2) 業務の内容

別添「令和6年度輸出の裾野拡大支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託限度額

総額4,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 参加申込書及び企画提案書等を提出するために必要な要件

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 食品の流通、販売、輸出のいずれかを日常的に取り扱っており、営業収益の50%以上が同業務による者又は食品の取引実績が年間1億円以上である者であること。

(2) 日本国内に本社を有していること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。

(7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(8) 直近1年間において、都道府県民税を滞納している者でないこと。

(9) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定に当たっては、評価項目に基づき、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の審査、採点を行い、審議の上、契約候補者を選定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
電話番号 090-3332-6353 FAX番号 054-221-2698
E-mail export@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 交付期間

令和6年5月24日（金）から令和6年6月11日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

上記(1)と同じ

(3) 参加表明書の提出

ア 提出書類

参加表明書

イ 提出期限

令和6年6月11日（火）午後5時 メール必着

ウ 提出先

上記(1)と同じ

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

企画提案書かがみ、企画提案書、見積書

イ 提出期限

令和6年6月14日（金）午後5時 メール必着

ウ 提出先

上記(1)と同じ

6 その他

- (1) 詳細は第2回令和6年度輸出の裾野拡大支援事業業務委託公募型企画提案募集要領による。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。